

第9号 さぬき水田営農だより (米政策改革特集版)

発行:香川県水田農業振興協議会 問合せ先:香川県農業協同組合農産課 TEL:087-818-4104
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL:087-832-3418

□18年産米の生産目標数量

米の生産調整については、従来は作らない面積(転作面積)等の配分を行ってきましたが、16年度からは、需要量に応じた生産を推進するため、作れる数量を配分する方式に転換されています。

そのなかで、18年産米の全国の生産目標数量は、前年と比べて26万t減の825万t(豊作による過剰米が処理された場合の補正後の数量は、833万tになる見込)となりましたが、本県の生産目標数量は前年と比べて490t増の78,490tになりました。

平成18年産米の生産目標数量

| 区分 | 18年産米 | 17年産米 | 増減 |
|-----|--------------------|----------|--------------------|
| 香川県 | 78,490 t | 78,000 t | +490 t |
| 全国 | 825万 t (833万 t) | 851万 t | ▲26万 t (▲18万 t) |

() は、区分出荷の取り組みによる補正後数量

- 本県の生産目標数量を維持するためには、本県に配分された78,490 tを確実に生産するとともに、売れる米づくりに取り組んでいくことが重要です。

⇒ 集落内での話し合いなどにより、配分された作付目標面積は確実に作付けするとともに、米の品質向上などに取り組みましょう。

- 平成19年産からは、農業者・農業者団体が主役となる需給調整へ移行することが予定されています。

⇒ 農業者・農業者団体の自主的・主体的な需給調整システムへの円滑な移行に向けて、需要に応じた米の生産を推進しましょう。

□水田農業構造改革対策の概要

1 水田農業構造改革交付金

(1) 産地づくり対策

- 特徴ある産地づくりや担い手の育成の設計書である「地域水田農業ビジョン」の実現に向けた取組を支援(助成)する対策です。
- 「なにに助成するのか」、「いくら交付するのか」といった内容は、市町やJA等で組織する地域水田農業推進協議会が決定します。
- 17年度において県内では、農家の方々の次のような取り組みに対して、助成金が支払われます。

- ①米の生産調整の推進を支援……………地区達成に助成、転作田に一律助成など
- ②水田を活用した作物の産地づくりの推進を支援…麦、大豆、飼料作物やなばな、ブロッコリーなどの地域振興作物、景観形成作物に助成など
- ③担い手の育成を支援……………一定規模以上作付けした農業者に助成、担い手の農地集積に助成など

(2) 特別調整促進加算

- 地域協議会が設定した地域特例作物の取組を支援(助成)する対策です。
- 地域特例作物については、原則として1地域協議会1作物で、県協議会から10a当たり10,000円以内の助成があります。
- 地域特例作物により、地域条件・販売戦略に沿った産地づくりを進めましょう。

2 重点作物特別対策

麦・大豆品質向上対策

担い手農家の需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する対策

【助成額】13,000円/10a

【助成対象者】地域水田農業ビジョンに担い手として位置づけられた認定農業者や一定の要件を満たす生産集団等

【品質の要件】

- 麦：検査等級1等かつ容積重(小麦833g/l、はだか麦840g/l)またはタンパク含有率(小麦9.5~11.5%)の基準を満たすもの
- 大豆：検査等級1等から2等までの品位に適合するもの、または一定の要件を満たす契約栽培により生産されたもの

耕畜連携推進対策

耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援する対策

【助成額】13,000円/10a

【助成対象者】地域水田農業ビジョンに担い手として位置づけられた認定農業者や一定の要件を満たす生産集団等

【取組要件】

- 飼料利用供給協定が締結され、かつ次のいずれかの要件を満たすもの
- ①飼料作物概ね2ha(中山間地域概ね1ha)以上、または概ね1ha(同概ね0.5ha)以上の団地が2団地以上
- ②稲発酵粗飼料またはわら専用稲の生産
- ③水田放牧または資源循環の取組(自作地以外の飼料作物の転作田に堆肥を還元)

3 稲作所得基盤確保対策

米価が下落した場合、その下落分に対して一定の補てんをする対策です。

- 対象となる米穀は、生産者ごとの生産確定数量の範囲内で、JA等に出荷され、農産物検査で1～3等に格付けされたものです。
(加工用米、区分出荷米等は対象外)
- 生産者拠出金は、60kg当たり400円(平成17年産の場合)です。生産者拠出金は、加入者ごとに資金管理され、余剰が生じた場合には加入者に返還されます。

当年産価格が基準価格を下回ったときに、基金から一定額が補てんされます。

60kg当たり補てん単価=固定部分(300円)+変動分(基準価格との差額の5割)

基準価格を上回る場合でも、基準価格+300円までは補てんされます。

- 補てんの上限は、加入者ごとの資金残高の範囲内です。
- 基準価格及び当年産価格については、加入者ごとに算定するものではなく、香川県全体で設定され、加入者には同じ価格が適用されます。
- 集荷円滑化対策(過剰米処理)を適正に行わないと、国の補てん金が減額されます。

事例(17年産の場合) 単位: 60kg当たり

| | | | |
|--------------|---------|----------------|---------|
| 基準価格 | 16,745円 | 基準価格+300円まで補てん | 245円 |
| | | 300円 | |
| | | 122円 | |
| 事例① 当年産価格 | 15,500円 | 事例② 当年産価格 | 16,500円 |
| | 16,422円 | | 16,922円 |
| | | 事例③ 当年産価格 | 17,045円 |

4 担い手経営安定対策

水田における担い手の育成・確保と担い手を中心とする生産体制を確立するため、担い手の稲作収入の安定を図る対策です。

- 補てんの対象となるのは、稲作所得基盤確保対策の加入数量から地域の基準単収により換算した水稲作付面積の範囲内です。
- 生産者拠出金は10a当たり1,270円(平成17年産の場合)です。生産者拠出金は、加入者ごとに資金管理され、余剰が生じた場合には加入者に返還されます。

対策に加入するには、次の要件をすべて満たすことが必要

- 水田経営面積(作業受託は含まない)が、認定農業者4ha※、集落営農組織は20ha以上。 ※地域によっては、知事特認(2.56ha以上)も可能
- 稲作所得基盤確保対策および集荷円滑化対策に加入。

- 当年産稲作収入が基準稲作収入を下回ったときに、基金から一定額が補てんされます。
- 補てんの上限は、加入者ごとの資金残高の範囲内です。
- 基準稲作収入及び当年産稲作収入については、農業者ごとに算定するものではなく、香川県全体で設定され、加入者には同じ価格が適用されます。
- 集荷円滑化対策(過剰米処理)を適正に行わないと、国の補てん金が減額されます。

事例(17年産の場合) 単位: 10a当たり

| | | | |
|-----------------------|--------------------|----------------------|---------|
| 17年産の 基準稲作収入 | 139,090円 | 基準稲作収入と当年産稲作収入の差額の9割 | 12,420円 |
| | | 担い手経営安定対策での補てん | 4,983円 |
| | | 稲作所得基盤確保対策での補てん | 7,437円 |
| 17年産の 稲作収入 <事例> | 125,290円 | 補てん 面積 | × |
| 498kg×16,745円/60kg | | | |
| | 485kg×15,500円/60kg | | |

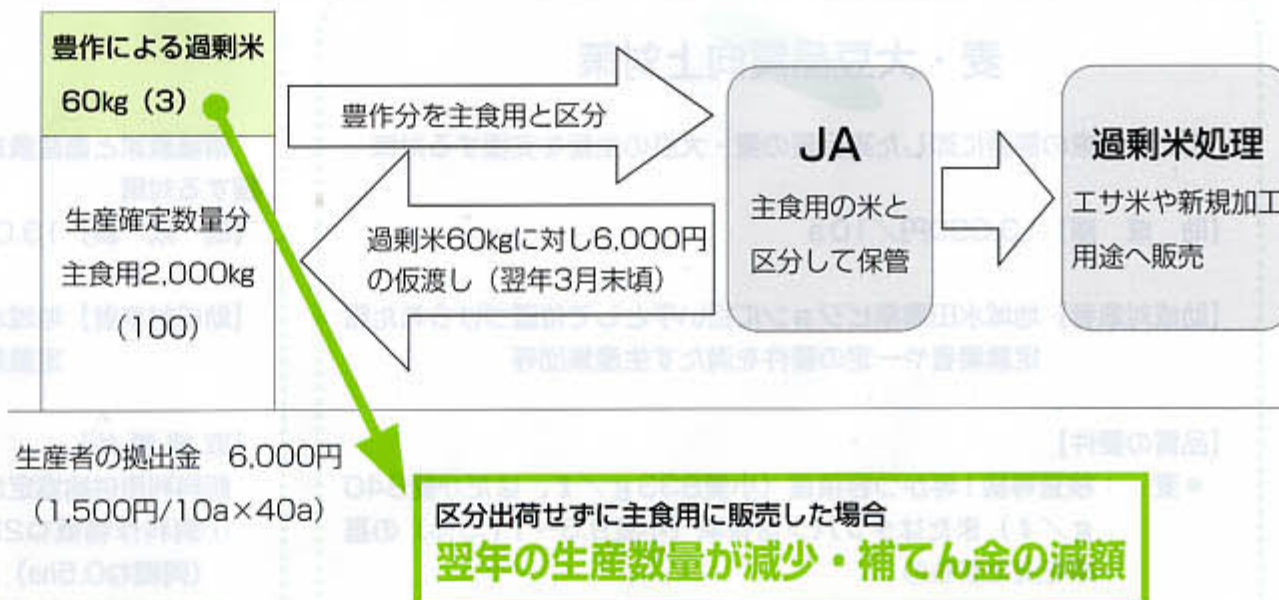
5 集荷円滑化対策

豊作による過剰な米を、生産者が一体となって処理することにより、米価の安定とともに、需要に応じた売れる米づくりを推進します。

- 具体的には、全国的に豊作(全国の作況指数101以上の場合で香川県の作況指数101以上)になれば、豊作による過剰な米を主食用米と区分して保管する対策です。

事例 香川県の作況指数が103、地域の基準単収500kg/10a
農業者の水稲作付面積40a、生産確定数量2,000kgの場合
 $40a \times 500kg/10a \times 作況指数103/100 - 生産確定数量2,000kg = 60kg$ を区分保管します。

- JAが作成する生産調整方針に参加するか、自ら方針※を作成し、集荷円滑化対策に取り組みます。
- ※自ら生産調整方針を作成できる者は、20t以上の生産または出荷が見込まれる者です。
- 生産者拠出金は、水稲10a当たり1,500円です。



本パンフレットの内容の詳細については、香川県農協農産課(087-818-4104)、香川県農政水産部農業生産流通課(087-832-3418)、市町、JA、農業改良普及センター等にお問い合わせください。